

石川町地域公共交通総合連携計画

実施事業と実施主体(案)

平成25年12月19日

目 次

1. 計画概要	1
1-1. 計画の目的	1
1-2. 対象地域	1
1-3. 計画の進め方	2
2. 基礎調査	3
2-1. 上位関連計画の整理	3
2-2. 社会経済特性	6
2-2-1. 人口	6
2-2-2. 土地利用・施設分布	9
2-2-3. 財政状況	12
2-3. 交通特性	13
2-3-1. 道路交通特性	13
2-3-2. 公共交通特性	16
2-3-3. その他移送サービス	41
2-3-4. 人の動き	44
2-3-5. 外出における困りごと	50
3. 地域公共交通の課題の整理	52
4. 地域公共交通総合連携計画の目標と方針の立案	55
4-1. 石川町の地域公共交通の将来像	55
4-2. 地域公共交通総合連携計画の計画期間	56
4-3. 地域公共交通総合連携計画の目標	56
5. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体の立案	57
5-1. 目標を達成するための施策の方向性	57
5-2. 目標を達成するために行う施策と実施主体	59
5-2-1. 施策と実施主体の概要	59
5-2-2. 具体的な施策の詳細	60

3. 地域公共交通の課題の整理

(1) 石川町の現状

■社会経済特性

人口	○他市町と比較しても進む少子高齢化 ○中心市街地及び幹線道路沿道に人口が集積。一方、幹線道路沿道以外にも集落が点在
土地利用等	○町の西部は農用地、中部や東部は森林の中に農用地が点在、建物用地は幹線道路沿道に分布。 ○医療施設は小規模なものが多く診療科目が限られる。 ○小中学校の統廃合により通学環境の大幅な変化が想定される。
財政	○財政状況は、類似の他都市よりは良いものの、厳しい状況にある。

■交通特性

道路交通	○石川町内の国県道路は、中心市街地から周辺部に放射状に整備されており、混雑は少ない。 ○ほぼ1人に1台自動車を保有。
------	---

公共交通	【地域公共交通の運行概要】 ○地域公共交通は、鉄道、バス、タクシーがある。 ○バスは12系統と多いが、すべて国県道路を放射状に通っているため、バス停から遠く利用できない町民も存在。 ○バスは、国、県、町から補助を得て維持されているが、補助制度の規定により、今後の町の補助額は大幅に増加することが懸念されている。 【地域公共交通の利用状況】 ○鉄道利用は、通勤・通学が大部分であるが、近年は利用が減少傾向にある。 ○バス利用者数は、近年は横ばいだが、12路線で1日300人程度の乗降者と利用自体が多くない。 ○タクシーは、近年利用者数が大きく減少。 【地域公共交通の取組と今後の展望】 ○JR水郡線は、利用促進に向けて官民協働で取り組みを始めたばかり。 ○路線バス事業者は、安全面を重視したサービス提供を心がけ、今後も行政補助が維持される限り、町内での運行を望んでいる。 ○路線バス事業者は、当面小・中学校及び高校の通学利用を主のターゲットと考えている。 ○タクシー事業者は、今後も厳しい状況が継続することを懸念しており、乗合事業への参入を考えている事業者も存在。 【バスを利用しない理由（独居高齢者等）】 ○2人に1人は、買い物等に対応したダイヤとなっていないため、バスを利用していない。 ○3人に1人は、そもそもバスを意識していないため、バスを利用していない。 ○4人に1人は、買い物などで重い荷物を持つと不便なため、バスを利用していない。 ○4人に1人は、バス停に行くのが困難なため、バスを利用していない。
------	---

その他	○医療施設の送迎バスが運行。 ○現在、学法石川高校がスクールバスを運行。平成27年度以降は、石川小や石川中に統合される学区のうち、路線バスが運行していない地区でスクールバスが運行される予定。 ○県立石川高校では、入学時に通学方法がわからない生徒も存在。
-----	--

人の動き	○町内の約半数は、郡山市や須賀川市、白河市などに通勤、通学。 ○通勤、通学は、5人に1人が自動車を利用。 ○独居高齢者等は、買い物は町内のスーパーが多く、自動車（送迎、自分で運転）が多い。10人に1人はタクシーやバスも利用。 ○独居高齢者などは、多くが町内の医療施設に通院。自動車（送迎、自分で運転）や医療施設の送迎バスが多い。7~8人に1人はタクシーやバスを利用。
------	--

- 独居高齢者等の 3 人に 1 人は、毎回送迎をお願いするのは気が引けると感じている。
- 独居高齢者等の 4 人に 1 人は、重い荷物を持つと不便であるなどの理由で、買い物の回数を月に約 2 回程度制限。
- 独居高齢者等の 4 人に 1 人は、タクシーを利用しているが、運賃が家計に負担となっている。
- 独居高齢者等の 4 人に 1 人は、自動車やバスを利用できず自由に移動できていない。
- 独居高齢者等の 8 人に 1 人は、自動車をやめたいが他の移動手段がないためやめられない。



(2) 石川町の地域公共交通の課題

クルマに乗れなくても住み続けられる移動環境の形成が課題

現在、石川町の独居高齢者や高齢者夫婦世帯では、外出に様々な困りごとを抱えています。例えば、外出したくても手段がなくてその機会を逃してしまう、買い物の回数を制限している、クルマをやめたいのにやめられないなどです。

また、石川町の路線バスは、多くが周辺市町村と本町を結んでいる長距離路線となっているため、速達性などを考慮して幹線道路を通っています。このため、町内では、駅やバス停まで遠いため地域公共交通を利用したくても利用できない町民が多く存在しています。

加えて、現在の地域公共交通は、通勤・通学以外で利用するには、ダイヤが合わないなどの課題が存在します。

今後、石川町では、さまざまな移動手段を組み合わせ、また、より使いやすいサービスに改善することで、クルマに乗れなくても住み続けられる移動環境を形成することが課題となります。

限られた予算の中、末永く移動環境を維持・活性化し続けることが課題

全国の自治体と同様、石川町の財政状況も決して良好であるとは言えません。

そんな中、現在、町では、地域公共交通の必要性をかんがみ、年間約 2,800 万円程度の支援を行っています。しかし、今後は、被災地特例制度がなくなるため、国からの補助金が減少し、少なくとも 3 割程度、多い場合は、倍以上に補助金が増加することが懸念されています。

一方、少子化が進む中、利用を通学に頼っている町内の地域公共交通は、今後運賃収入の減少と町からの補助金の増大が懸念されます。

このことからすると、現在の移動環境を今までと同様の体制で維持し続けることは困難と考えられるため、今後、石川町では、限られた予算の中、末永く町民の移動環境を維持・活性化し続ける新たな移動環境やそれを支える体制を構築することが課題となります。

町民が地域公共交通を自然と利用できる雰囲気醸成が課題

町の地域公共交通を維持・活性化していくには、町民が利用しやすい移動環境を構築する必要があります。しかし、現在の鉄道、バスの利用は大部分が通学利用となっており、独居高齢者や高齢者夫婦世帯の 3 人に 1 人は、そもそも「バスを利用する」ということを考えたことがない状況にあります。このように、町民にとって地域公共交通はほとんどなじみのない移動手段であると考えられます。このような中では、単に移動環境を構築するだけでは、利用は増えず、その維持・活性化は困難です。

今後、石川町では、多くの町民が地域公共交通の利用することで移動環境を維持・活性化できるよう、町民が地域公共交通を自然と利用できる雰囲気を醸成することが課題です。

官民一体となった取り組みが課題

他の市町村と異なり、石川町内の公共交通は大部分が民間の事業者が運営しています。地域公共交通の維持・活性化には、当事者である民間事業者の積極的な取り組みが必要不可欠です。

石川町は、これまでも、赤字分を補助金により補てんすることで、路線バスの維持を図ってきました。しかし、単に赤字を補てんだけでは、地域公共交通が利用され、維持し続けられる状況にはなりません。また、厳しい財政状況の中、今後増加が懸念される補助額を継続的に投じ続けることは困難と考えられます。行政においても、利用促進など地域公共交通の維持・活性化に向けた積極的な取り組みが必要です。

このように、事業者、行政ともに地域公共交通の維持・活性化に向けた積極的な取り組みが必要ですが、個々に施策を実行することは効果的ではありません。

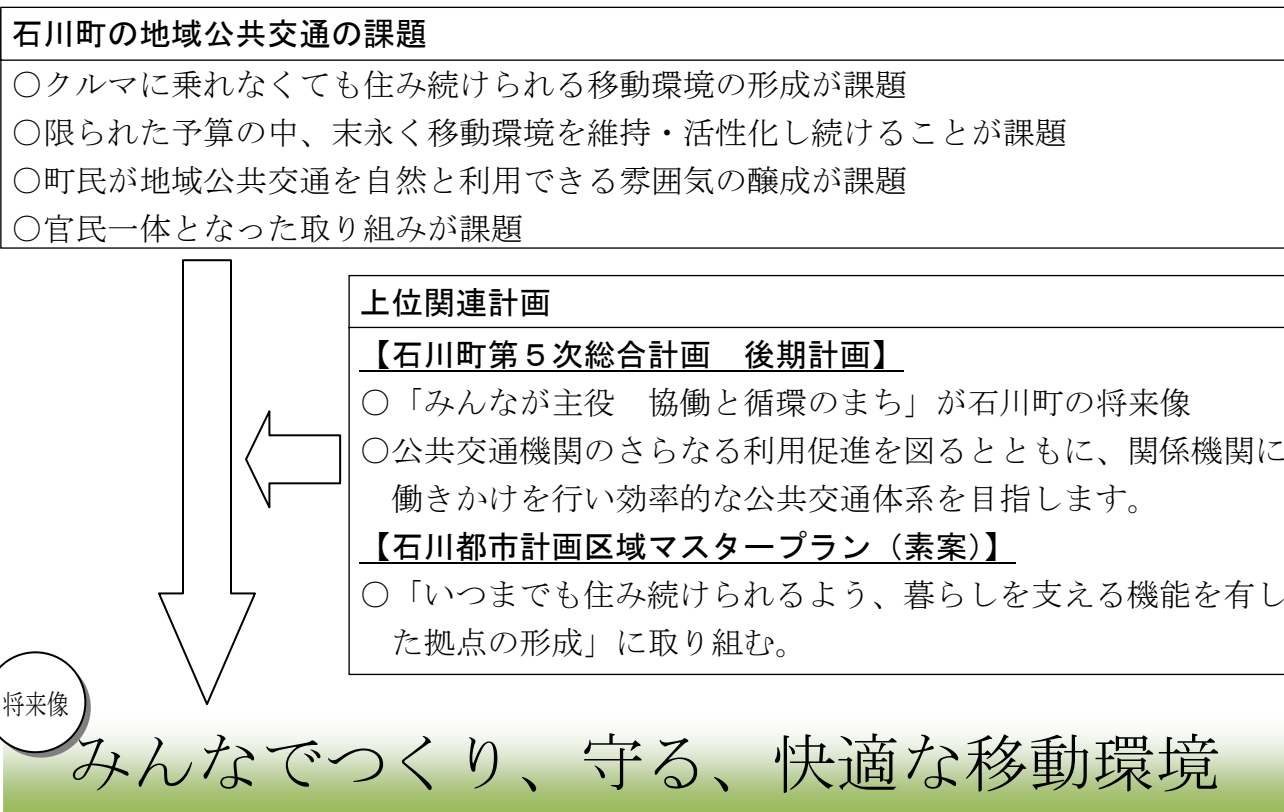
例えば、JR 水郡線は、鉄道事業者と沿線市町村が協働で利用促進に取り組み始めましたが、バスやその他の移動手段についても、広く官民一体となった取り組みを行うことが課題となります。

4. 地域公共交通総合連携計画の目標と方針の立案

4-1. 石川町の地域公共交通の将来像

前章で示した、石川町の地域公共交通の課題と上位関連計画を踏まえ、石川町の地域公共交通の将来像を示します。

なお、この将来像は、短期間で達成できるものではなく、将来的な達成像として設定します。



石川都市計画区域マスタープラン（素案）で示されているような、「いつまでも住み続けられるよう」なまちになるには、生活拠点などに日常生活を満たす施設が立地し、町民がそれら施設を利用できることが重要です。

そのためには、クルマに乗れなくても移動できる環境が整っていなければなりません。

そして、その移動環境は、町民の移動実態に合致している必要があり、かつ、それを町民が利用することで維持していく必要があります。

石川町第5次総合計画では、「みんなが主役 協働と循環のまち」が将来像として掲げられていますが、移動環境も、環境を整備し運用する側（行政や事業者）、利用する側（町民など）みんながつくり、守っていく必要があります。

石川町は、「みんなでづくり、守る、快適な移動環境」を地域公共交通の将来像として掲げます。

4-2. 地域公共交通総合連携計画の計画期間

本計画は、平成26年度～平成31年度の5年間を計画期間とします。

4-3. 地域公共交通総合連携計画の目標

石川町の地域公共交通の将来像を達成するために、本計画における地域公共交通の目標を以下に設定します。

ひとりでも多くの町民がクルマに乗らなくても生活できる環境づくりをめざします！

少子高齢化、人口減少が進む石川町には、今後、高齢者、未成年、子育て世代など、クルマに乗れなくても安心して自由に石川町に住み続けられることが必要です。

既存の地域公共交通や新たな移動手段などが一体となって、生活するのに必要な施設に行けるような環境づくりを目指します。

ひとりでも多くの町民が当たり前のように地域公共交通を利用する雰囲気醸成をめざします！

クルマがなくても生活できる環境をつくったあと、それを守っていくには、地域公共交通が町民に利用されなければなりません。しかし、現在、地域公共交通は通学以外の利用が非常に少なく、町民の生活に浸透しているとは言い難い状況にあるため、環境づくりを行っただけでは、それを維持することは困難な状況にあります。

このような状況を改善し、クルマに乗れる町民も乗れない町民も、当たり前のように地域公共交通を利用するような雰囲気の醸成をめざします。

町民、事業者、行政で地域公共交通をつくり・育てる仕組みの構築をめざします！

「クルマに乗らなくても生活できる環境づくり」や「地域公共交通を利用する雰囲気の醸成」は行政だけが取り組んだとしても、実現は困難です。

移動環境づくりは、それを実行する交通事業者や移動の目的地となっている施設との協力が必要ですし、サービスを良くするためには利用者みなさんの視点が必要となります。

また、地域公共交通を多くの人に利用していただくには、利用者みなさんの意識や行動をクルマ中心の生活から変更していただく必要があります。

このことから、町民、事業者、行政が協働して「より良い地域公共交通をつくり・育てる」仕組みを構築します。

5. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体の立案

5-1. 目標を達成するための施策の方向性

ひとりでも多くの町民が、クルマに乗れなくても石川町で生活できる環境の整備

方向性①：さまざまな移動手段が、連携してサービスを提供できるよう図ります。

本町内を運行する鉄道、路線バス、その他移動手段が相互に連携して町民の移動に対応することで、個々にサービスを提供するよりも利便性の高く町民が移動できると考えます。

そこで、石川町の移動環境の全体像（地域公共交通ネットワーク）を示すとともに、個々の移動手段の役割を明確化し、相互の乗継の円滑化を図ります。

方向性②：町民の移動実態に合わせて、地域公共交通のサービスを改善します。

今後さらに進展すると考えられる少子高齢化に対応し、通学だけでなく、通勤、買い物、通院、レクリエーションなど様々な移動目的に応じて利用できるよう、路線の変更、ダイヤの改正などを行います。

方向性③：既存の地域公共交通では対応しきれない移動に関しては、新たな移動手段の導入を検討します。

既存の路線バスでは対応できないと考えられる、幹線道路沿道以外の地区へのサービスの提供や、重い荷物を持った買い物帰りへのサービスの提供などについては、新たな移動手段の導入を検討します。

ただし、検討にあたっては、地域公共交通のひとつであるタクシーとの棲み分けや相乗効果などを念頭に行います。

ひとりでも多くの町民が当たり前のように地域公共交通を利用する雰囲気醸成をめざします！

方向性①：町民が地域公共交通を意識できるような取り組みを行います。

“当たり前のように地域公共交通を利用する”ための第一歩としては、まずは町民が地域公共交通を気にする、地域公共交通について考えることが重要です。

そのため、地域公共交通を目にする機会を増やすとともに、地域公共交通について考える機会を設けます。また、地域公共交通に対し愛着が湧くような工夫を行います。

方向性②：地域公共交通のサービス内容などを、町民にわかりやすく情報提供します。

地域公共交通を利用しない理由の一つとして、サービス内容が詳しく知られていない、知らずともサービス内容がわかりにくいということが挙げられます。

サービス内容をわかりやすく改善するとともに、それをわかりやすく伝えるツールを作成します。

方向性③：地域公共交通の情報は可能な限り町民に情報提供するとともに町民の意見を把握します。

利用者や町民（納税者）には、地域公共交通に愛着を持ってもらい、そのサービス内容を知っていただくだけではなく、自らが利用しているまたは、維持のための税金を支払っている立場から、地域公共交通の現状（利用者数や補助額など）を知っていただくことが重要です。

そのため、町は、地域公共交通に関する現状データや課題などを定期的に町民に情報提供します。同時に、それらに対する町民の意向などを把握できる仕組みを構築します。

町民、行政、事業者で地域公共交通をつくり・育てる仕組みの構築

方向性①：PDCAサイクルを着実に実行できる仕組みを構築します。

石川町が描く地域公共交通の将来像は、一朝一夕に完成するものではなく、計画（Plan）、運行や施策の実行（Do）、運行などの状況把握と評価（Check）、改善（Action）を継続的に繰り返し実行することで、徐々に実現していくものです。

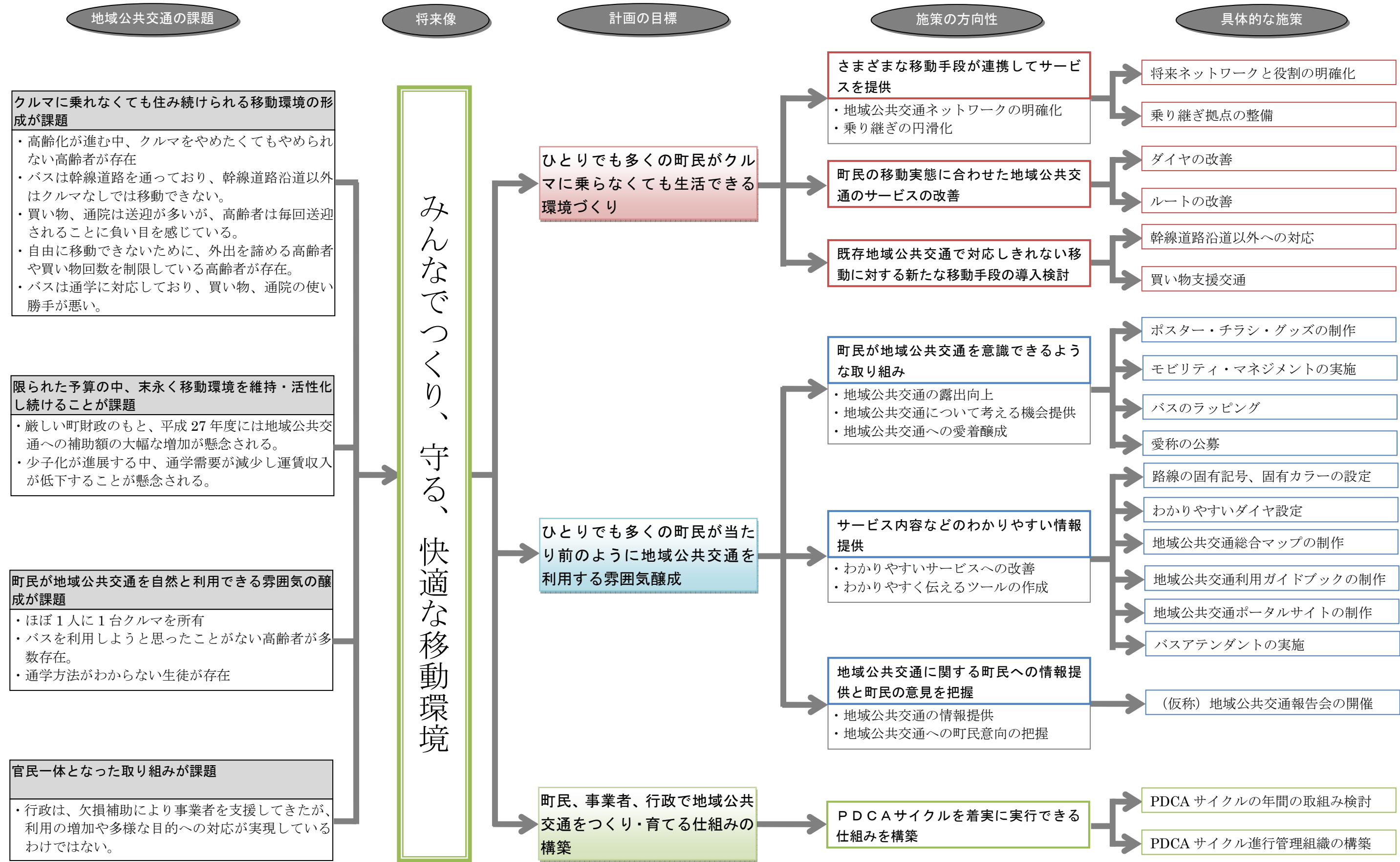
また、地域公共交通は互いに連携してネットワークとして機能することでその役割を果たすことを踏まえると、行政や事業者が個々に努力するのではなく、行政、事業者に加え、地域の人々が協働して、自分たちで地域の移動環境をつくり、守っていく必要があります。

このことから、住民、事業者、行政の協働で、PDCAサイクルを継続的に実施する仕組みを構築します。

5-2. 目標を達成するために行う施策と実施主体

5-2-1. 施策と実施主体の概要

前章までで整理した課題、将来像、計画の目標と施策の方向性、具体的な施策の関係を下図に示します。



5-2-2. 具体的な施策の詳細

(1) 自動車に乘れなくても石川町で生活できる環境の整備

① さまざまな移動手段の連携によるサービスの提供

1) 将来ネットワークと役割の明確化

現状の石川町の移動実態から、目指すべき将来の公共交通ネットワークの考え方とイメージを下記に示します。

石川町の移動の現状

- 中心市街地及び幹線道路沿道に主要施設が立地
- 目的別の移動状況
 - 【通勤】 郡山市、須賀川市、白河市、玉川村、浅川町、古殿町との移動が多い。
 - 【通学】 郡山市への通学が多い。
 - 【買い物】 概ね町内の施設で買い物。
 - 【通院】 多くは町内の医療施設に通院。須賀川市や郡山市にも通院

～ 将来ネットワーク設定の考え方 ～

- 中心市街地への便利な移動環境の構築
- 町外との結びつきを踏まえた役割分担の明確化
- 乗り継ぎ利便性の向上により、ネットワークの機能強化

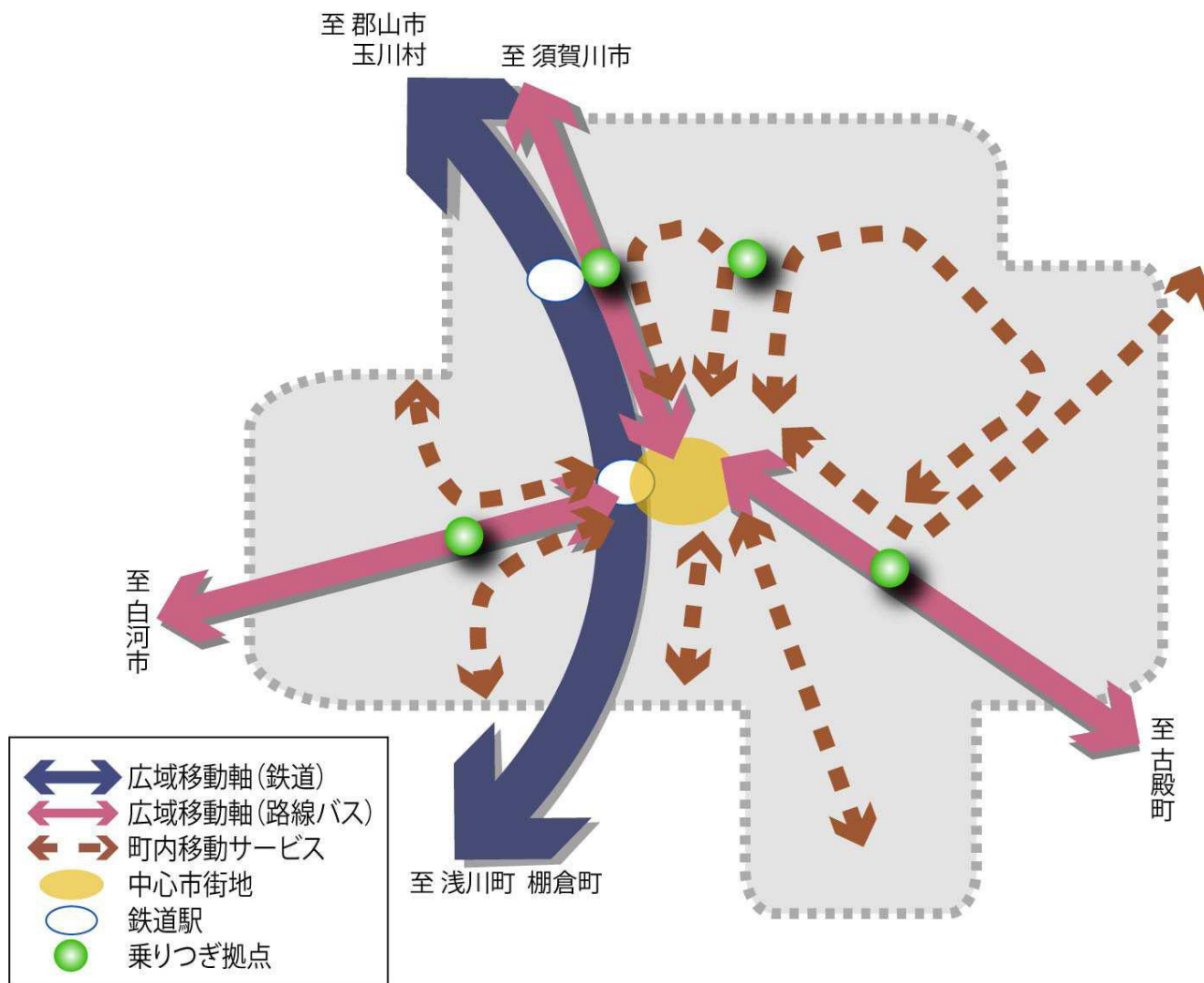


図 5-1 石川町の地域公共交通ネットワーク イメージ

前項で示した地域公共交通ネットワークのイメージを構成する各路線の役割などを下表のように定めます。

表 5-1 路線の役割などの整理

位置づけ	手段	役割・機能	ダイヤ・本数	運行・管理主体
広域移動軸	鉄道 路線バス	・町中心部と需要の多い町外を連絡 ・通勤、通学、買い物、通院、レクリエーションなど様々な移動に対応 ・幹線道路を通り、速達性を重視する。	・概ね 5 往復以上を確保する。 ・午前（通勤・通学時間帯、通院・買い物時間帯）、午後（夕方の買い物・子どもの帰宅）、夜（社会人の帰宅）。	民間事業者による運営・運行を基本に、行政が支援
町内移動サービス	路線バス、タクシー 新たな交通	・町中心部と町内の広域連携軸圏域外の各地を連絡 ・買い物、通院、レクリエーションなど日中の日常生活を支える。 ・幹線道路以外にも広く居住する町民の居住形態に合わせた運行形態やサービスを検討する。	・概ね 3 往復程度を確保する。 ・施設営業時間・開院時間にあわせて、午前（通院・買い物時間帯）、午後（夕方の買い物・子どもの帰宅）	民間事業者、地域、行政の協働
	特定送迎	・病院送迎やスクールバスなど、特定の目的のみに対応・	・地域公共交通の状況を踏まえつつ主体的に実施	各運営主体が主体的に実施
乗り継ぎ拠点	—	・各移動手段同士の連携を強化し、利用者が乗り継ぎやすいよう、施設や情報の充実を図る。	—	民間事業者、地域、行政の協働

表 5-2 各路線に期待する具体的な役割と方針

位置づけ	具体的な路線名	本町で期待する役割	今後の方針
広域移動軸	J R 水郡線	本町と、郡山市、玉川村方面、浅川町方面とを連絡し、町民及び、本町来訪者の通勤・通学、通院、レクリエーションなど多様な目的に供する。	沿線市町村とともに、多様な目的に利用されることで、利用者増を図る。
	竜崎経由石川線	本町と、須賀川市、玉川村とを連絡し、町民及び本町来訪者の通勤・通学、通院、レクリエーションなど多様な目的に供する。加えて、玉川方面の移動について、JR 水郡線を補完し、通院・買い物の帰宅の用に供する。	当面は、関係市町村と路線の維持について協議し、輸送量15人以上を目指す。
	仁田線 竹貫田線 有実線	古殿方面や御齊所街道沿道に居住する町民の通勤・通学需要に供するとともに、古殿町からの買い物、通院の目的に供する。	
	新白河・石川線	本町と、白河市とを連絡し、町民及び本町来訪者の通勤・通学、通院、レクリエーションなど多様な目的に供する。	
町内移動サービス	母畑経由石川線	母畑地域の買い物、通院の用に供する。	関係市町村と路線のあり方を協議をしつつ、期待する役割を担えるよう、路線・ダイヤなどを見直し
	小野・石川線	母畑レークサイドセンターや平田村、小野町方面の通学の用に供する。	
	石川・蓬田線	中田地域の買い物、通院の用に供する。	
	名花線		
	宝木経由鮫川線	山橋地域の買い物、通院の用に供する。	
	石川・浅川線		
	鳥内橋線	外楨地域の買い物、通院の用に供する。	期待する役割を担えるよう、路線・ダイヤを見直し
	新たな交通	路線バスなどの幹線道路を通る交通機関ではサービスできない地域の買い物、通院の用に供する。	期待する役割を担えるよう、運行形態や仕組みを検討
	医療施設送迎	町内外の住民の特定医療施設の通院需要に供する。	各医療施設の主体的な運用を尊重しつつ、継続的に状況を把握
スクールバス	石川中、石川小に統合される旧学区内の生徒のうち、路線バスで登校できない児童・生徒の通学の用に供する。	地域公共交通との整合を図りつつ運行	
乗り継ぎ拠点	磐城石川駅	多様な目的で鉄道を利用でき、郡山市、玉川村、浅川町との連携を強化できるよう、円滑な乗り継ぎ環境を提供	乗継情報の提供や、バス停の改善などを検討・実施
	中心市街地	中心市街地において、通院や買い物など複数の用を足せるよう、円滑な乗り継ぎ環境を提供	
	その他乗り継ぎ拠点	須賀川市、白河市、古殿町など路線バスによる多様な目的での広域移動を実現できるよう、円滑な乗り継ぎ環境を提供	

2) 乗り継ぎ拠点の整備

○バス待ち環境を整備することで、乗り継ぎ環境の向上を図ります。	
項目	概要
対象	乗り継ぎ拠点（磐城石川駅、中心市街地、その他乗り継ぎ拠点）
実施主体	石川町、周辺住民
施策の目的	「乗り継ぐ」という行為は、公共交通を不便だと感じる主要な要素の一つであることを踏まえ、その利便性を向上させ、乗り継ぎ抵抗を低減することを目的とします。
施策の概要	○乗り継ぎ拠点において、雨除けや風除け、ベンチなどを設置します。 ○整備後も快適に使用できるよう、周辺住民などが維持管理に携わることを促します。 

写真 5-1 バス待ち環境整備の例（名古屋市）

②町民の移動実態に合わせた地域公共交通のサービスの改善

1) ダイヤの改善

- 買い物、通院に合わせた、10 時台～14 時台のダイヤを設定します。
- 高校生の下校時間に対応したダイヤを設定します。
- 磐城石川駅における路線バスのダイヤを、鉄道を考慮したものとしします。
- JR 水郡線の不定期便（11 時台の便）の定期運行を要望していきます。

項目	概要																																																																																																																																																																																																												
対象	広域移動軸、町内移動サービスの各路線																																																																																																																																																																																																												
実施主体	交通事業者、石川町																																																																																																																																																																																																												
施策の目的	現在通学・通勤に特化している運行を、買い物や通院、高校生の帰宅にも対応できるように改善することで、利用者の増加を目指します。																																																																																																																																																																																																												
施策の概要	○町内を走る既存路線バスのダイヤを、買い物・通院の帰宅時間（10 時台～14 時台）に対応したものに改善します。 ○県立石川高校、県立石川養護学校の終業時間に合わせた便に改善します。 ○バスと鉄道の乗り継ぎを円滑にするために、ダイヤを調整します。 ○JR 水郡線の不定期便の定期運行化を JR に要望し、郡山市方面の通院、買い物利用増を目指します。																																																																																																																																																																																																												
表 5-3 ダイヤの改正箇所（案） <table><tr><th colspan="6">中学校入口 最寄:リオンドール石川店(9:00開店)</th><th colspan="6">北山形入口 最寄:ライフポートわしお石川店(9:00開店)</th></tr><tr><th colspan="3">仁田、竹貫田、有実</th><th colspan="3">石川・蓬田、名花</th><th colspan="3">仁田、竹貫田、有実</th><th colspan="3">石川・蓬田、名花</th></tr><tr><th></th><th>石川駅行</th><th>石川営業所行</th><th>古殿行</th><th>石川営業所行</th><th>平田行、名花行</th><th></th><th>石川駅行</th><th>石川営業所行</th><th>古殿行</th><th>石川営業所行</th><th>平田行、名花行</th></tr><tr><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>7</td><td>38</td><td>53</td><td>10</td><td>44、46</td><td>20</td><td>7</td><td>37</td><td>52、59</td><td>11</td><td>43、45</td><td>21</td></tr><tr><td>8</td><td>01</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>9</td><td></td><td>23</td><td></td><td>24</td><td></td><td>9</td><td></td><td>22</td><td></td><td>23</td><td></td></tr><tr><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>11</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>12</td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td></td><td>12</td><td></td><td></td><td>01</td><td></td><td></td></tr><tr><td>13</td><td></td><td>50</td><td>25</td><td></td><td>20、40</td><td>13</td><td></td><td>49</td><td>26</td><td></td><td>21、41</td></tr><tr><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td>31</td><td></td><td>14</td><td></td><td></td><td></td><td>30</td><td></td></tr><tr><td>15</td><td></td><td></td><td>20、30</td><td></td><td>10</td><td>15</td><td></td><td></td><td>21、31</td><td></td><td>11</td></tr><tr><td>16</td><td></td><td>08</td><td>40</td><td>14</td><td>40</td><td>16</td><td></td><td>07</td><td>41</td><td>13</td><td>41</td></tr><tr><td>17</td><td>08</td><td>28</td><td>00、55</td><td></td><td>0</td><td>17</td><td>07</td><td>27</td><td>01、56</td><td></td><td>06</td></tr><tr><td>18</td><td></td><td></td><td>50</td><td></td><td></td><td>18</td><td></td><td></td><td>51</td><td></td><td></td></tr><tr><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>19</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 学休日運行 買い物・通院 時間帯の運行 学休日運行		中学校入口 最寄:リオンドール石川店(9:00開店)						北山形入口 最寄:ライフポートわしお石川店(9:00開店)						仁田、竹貫田、有実			石川・蓬田、名花			仁田、竹貫田、有実			石川・蓬田、名花				石川駅行	石川営業所行	古殿行	石川営業所行	平田行、名花行		石川駅行	石川営業所行	古殿行	石川営業所行	平田行、名花行	6						6						7	38	53	10	44、46	20	7	37	52、59	11	43、45	21	8	01	0				8	0					9		23		24		9		22		23		10						10						11						11						12			0			12			01			13		50	25		20、40	13		49	26		21、41	14				31		14				30		15			20、30		10	15			21、31		11	16		08	40	14	40	16		07	41	13	41	17	08	28	00、55		0	17	07	27	01、56		06	18			50			18			51			19						19					
中学校入口 最寄:リオンドール石川店(9:00開店)						北山形入口 最寄:ライフポートわしお石川店(9:00開店)																																																																																																																																																																																																							
仁田、竹貫田、有実			石川・蓬田、名花			仁田、竹貫田、有実			石川・蓬田、名花																																																																																																																																																																																																				
	石川駅行	石川営業所行	古殿行	石川営業所行	平田行、名花行		石川駅行	石川営業所行	古殿行	石川営業所行	平田行、名花行																																																																																																																																																																																																		
6						6																																																																																																																																																																																																							
7	38	53	10	44、46	20	7	37	52、59	11	43、45	21																																																																																																																																																																																																		
8	01	0				8	0																																																																																																																																																																																																						
9		23		24		9		22		23																																																																																																																																																																																																			
10						10																																																																																																																																																																																																							
11						11																																																																																																																																																																																																							
12			0			12			01																																																																																																																																																																																																				
13		50	25		20、40	13		49	26		21、41																																																																																																																																																																																																		
14				31		14				30																																																																																																																																																																																																			
15			20、30		10	15			21、31		11																																																																																																																																																																																																		
16		08	40	14	40	16		07	41	13	41																																																																																																																																																																																																		
17	08	28	00、55		0	17	07	27	01、56		06																																																																																																																																																																																																		
18			50			18			51																																																																																																																																																																																																				
19						19																																																																																																																																																																																																							
施策実施の課題	○現在のダイヤのまま買い物、通院時間帯の運行を行う場合、労働基準の制約により、運行経費が増加します。 ○現状と同水準の経費を維持したままダイヤを改正するためには、町内移動サービス路線において、通勤時間帯の運行を取りやめる必要があることが必要となります。（関係市町村との協議が必要）																																																																																																																																																																																																												

2) ルートの改善

○町内移動サービスに位置付けられている既存路線バス路線のルート改善を検討します。

項目	概要
対象	町内移動サービスの各路線
実施主体	地域住民、交通事業者、石川町
施策の目的	現在、幹線道路上を運行している町内移動サービスの各路線のルートを変更することで、地域公共交通空白地域の解消を目指します。
施策の概要	○町内移動サービスの各路線のルートを、幹線道路以外も通るルートに変更することを検討します。 ○検討は、町内移動サービスの役割などを踏まえ、地域住民主体で交通事業者や町も交えて行います。
	図 5-2 ルートの改善案の一例
施策実施の課題	○鳥内橋線以外は、複数市町村を跨ぐ路線となっているため、実施するためには、関係市町村の同意が必要です。 ○道路が狭くバス車両では運行できない地区が存在します。

③新たな移動手段の導入の検討

1) 幹線道路沿道以外への対応

○既存路線バスの改善では対応できない地域では、乗合タクシーやデマンド方式の運行など新たな移動手段の導入を検討します

項目	概要
対象	幹線道路沿道以外の地域
実施主体	地域住民、交通事業者、石川町
施策の目的	既存の路線バスとは異なる車両や運行形態の交通を導入することで、地域公共交通をより多くの町民が利用できる環境づくりを目的とします。
施策の概要	○道路が狭隘で路線バスでは運行できない地域や、居住が少なく定期的な運行では利用が望めない地域などにおいて、新しい交通を検討します。 ○検討は、町内移動サービスの役割などを踏まえ、地域住民主体で交通事業者や町も交えて行います。 ○行政や交通事業者だけでなく、利用者や住民とともに運営を行えるよう検討のプロセスを重視します。
施策実施の課題	○住民との協働で移動について考え、実行していく気運の醸成が必要です。

新たな交通の参考事例 ～山口市「コミュニティタクシー」～

1. 導入の背景

- 平成 17 年 10 月の合併を機に、「山口市市民交通計画」の策定に取り組み始める。
- その中で、外部検討組織である「山口市交通まちづくり委員会」において、“長続きする公共交通を創っていくためには、計画の検討段階から市民と一体となった取り組みが必要”という意見が出た。
- 当初は、住民から「わが地区にも市でコミバスを走らせろ」という意見が続いたが、上記考え方を説明し理解してもらった。
- 地域勉強会を開催し、市と住民で最適な移動手段確保策について一緒に検討を開始。
- 地域勉強会を経て、意欲ある地域でさらに検討。
地域に最適な持続交通の一つとして“コミュニティタクシー”が提案される。
- 平成 19 年 5 月市報で、コミュニティタクシー実証実験モデル地域を募集。5 地域が応募。
応募した地域では、住民自らが運行ダイヤやバス停の設置、企業協賛集めや回数券購入など採算性を考えた。
市は、職員が地域に 1 人ずつついて積極的にサポート。
- 平成 19 年 12 月の小郡地域「サルビア号」を皮切りに、現在 8 地域がコミュニティタクシーを運行。



▲サルビア号の出発式

2. 市の支援の仕組み

- 各地域はまず実証運行を実施。市は実証運行の状況を踏まえ本格運行時の補助基準を設定。
- 地域では何度も会議を開催し、運行基準を踏まえ、収支率向上や運行改善策を実施。

▼補助基準（市は、3 年以内に達成することを条件に財政支援）

指標	定義	基準
平均乗車率	1 便当たりの平均利用者 ÷ 乗車定員	30%以上
平均収支率	(年間運賃収入 + 協賛金) ÷ 年間運行委託費	30%又は 25%以上

資料：山口市ホームページ、国土交通省ホームページ

2) 買い物支援交通

○クルマがなくても、安心して買い物ができる交通を検討します。

項目	概要
対象	町内のスーパーなど
実施主体	町内のスーパーなど、交通事業者、石川町
施策の目的	重い荷物を持つと不便であるためバスを利用できず、買い物回数を制限している住民の問題を解消することを目的とします。
施策の概要	○クルマ以外で、町内のスーパーや商店街に買い物に来た町民などに対し、買い物の荷物を自宅まで配送します。 ○具体的なサービスの内容は、タクシー事業者やスーパー・商店街とともに検討します。 ○検討の結果を踏まえ、まずは実証運行の実施を想定し、一定の需要が見込める場合は本格運行を行います。
施策実施の課題	○スーパーや商店街などの協力が必要です。 ○タクシー事業者、利用者、スーパー・商店街みんなにメリットがある仕組みを構築する必要があります。

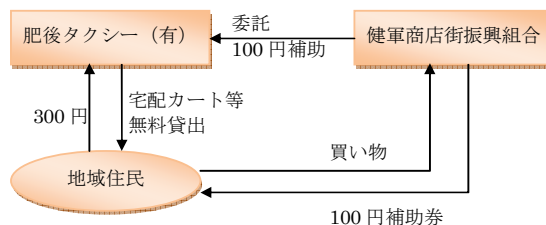
買い物支援交通の参考事例 ～熊本市健軍商店街「らくらくお買いものシステム」～

1. 導入の背景

- 健軍商店街は熊本市東部の中核商店街として発展。
- 平成 11 年、商圈の高齢化や大型店との競合が激化する中タウンモビリティ事業を実施。

2. 事業の概要

- 商店街から半径 2km 程度に居住する顧客の買い上げ品を 1 日 2 便タクシーにより配送。
- 宅配時間は、原則 12 時と 16 時。
- タクシーは健軍商店街振興組合が委託運行し、1 回 100 円を補助。
- 利用者は、1 回 300 円で利用。



▲「らくらくお買いものシステム」の仕組み

3.工夫している点

- 高齢者等の買物パターンの分析に基づき、効果的な宅配時間を設定。
- 未稼働タクシー車両を有効活用。
- 宅配受付ステーションを中心に高齢者の集いの場を提供し、高齢者等のコミュニケーション機会を創出



▲スタジオでの荷物の受付
(常時 2 名程度が待機)



▲集められた荷物をタクシーで配送

資料：健軍商店街ホームページ、買い物弱者応援マニュアル